議案第３９号

東京都板橋区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年６月７日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

東京都板橋区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例（平成１８年板橋区条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第４号中「第１３３条」を「第１３４条」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

民事訴訟法の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。